

2020年4月16日  
信越エリア本部 総務部

### 2020年4月の月例給与における誤りについて

2020年4月1日付の人事異動において、主任発令を受けた社員については、総合職を除き昇級を伴うことから、基本給の昇給について、2020年4月の月例給与に反映されるべきところです。

しかしながら、エリア本部において作業遅延を発生させたため、4月の月例給与に反映が間に合わず、5月の月例給与にて反映され、4月の未支給分について、5月において清算することとなりました。

関係社員の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、大変申し訳ございません。

今後、同様のミスが起きないように、作業内容及びスケジュールを確認し、遅延のないよう再発防止に努めます。

#### <対象社員数>

拠点	対象者数(人)
新潟支店	2
長岡支店	4
長野支店	4
松本支店	3
信越エリア本部	1
合計	14